

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きに係る 揭示文兼業務説明書

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年5月12日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一

1 業務の概要

(1) 業務の名称

都市再生部門における新たなビジネスモデル検討業務

(2) 業務概要

- 不動産業界全体像等の把握、分析、整理
- 事業領域の抽出、簡易ビジネスモデル検討

(3) 業務の詳細な説明 仕様書の交付・閲覧

「都市再生部門における新たなビジネスモデル検討業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。なお、仕様書の交付・閲覧は4(3)に記載する場所にて手交する。閲覧に際しては事前連絡にて訪問日時等について調整を行うこと。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年9月30日まで

(5) 担当部署

- ① 契約関係：〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

横浜アイランドタワー

独立行政法人都市再生機構 総務部 会計課

電話 045-650-0189

- ② 業務関係：〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

横浜アイランドタワー

独立行政法人都市再生機構 都市再生部事業企画室事業支援課

電話 045-650-0377 (担当：村山)

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

- (2) 技術提案書提出時点において、当機構東日本地区における令和7・8年度測量、土質調査、建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは関係ありませんのでご注意ください。

なお、競争参加資格を有しない場合は、技術提案書提出までに競争参加資格審査の申請を行う必要がある。競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー

独立行政法人都市再生機構 総務部 会計課

電話 045-650-0189

- (3) 当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者もしくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 平成 27 年度以降において受注し、完了した下記に示す A 業務又は B 業務の実績を有すること。

A 業務：従業員 1,000 人以上の民間企業からの受注による、公的機関(※)との政策連携も見据えた新規事業又はビジネスモデル構築等検討業務

B 業務：公的機関からの受注による、社会課題解決に向けて、民間企業等の需要・ニーズ等を踏まえた持続的な官民連携まちづくり施策スキーム等検討業務

※「公的機関」とは、国、地方公共団体、独立行政法人（前身の法人を含む。）又は公益法人をいう。

- (6) 以下の①及び②に示す条件を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。
- ①平成 27 年度以降に従事した（5）の業務の実績（下請、出向又は派遣等による業務の実績を含む。）を 1 件以上有する者
- ②恒常的な雇用関係
- 配置予定管理技術者は、申請書及び資料の提出期限日時点において恒常的な雇用関係があるものであること。なお、前述の雇用関係がないことが判明した場合は、「虚偽の記載」として取り扱う。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書を提出する意思がある者は、上記 2 に定める資格要件を満たしていることを証明するために、下記 4 に定める参加表明書を提出すること。上記 2 に定める資格要件を満たしていることが確認された者の参加表明書については、技術提案書の提出者を選定するために、以下の基準によって評価する（25 点満点）。

評価項目	評価の着目点	評価のウエイト
参加表明者（企業）の経験及び能力	(様式 2) 2 (5) を満たす者について、平成 27 年度以降に完了した A 業務、B 業務の業務実績を以下の①～③の順で評価する。なお、次に該当しない場合は選定しない。記載する業務は 2 件までとする。(再委託による業務の実績を含む。) ① A 業務の業務実績が 1 件かつ B 業務の業務実績が 1 件ある ② A 業務の業務実績が 1 件以上ある ③ B 業務の業務実績が 1 件以上ある	① 10 ② 5 ③ 0

	その他	<p>(様式3)</p> <p>ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価するものとし次に掲げるいずれかの認定を受けている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）等（※1） ・次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）（※2） ・青少年の雇用の促進等に関する法律（以下、「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定企業）（※3） <p>①上記認定のいずれかの認定を受けている。 ②上記認定のいずれの認定も受けていない。</p>	<p>① 2 ② 0</p>
経験及び能力	業務実績	<p>(様式4)</p> <p>2（6）を満たす者について、平成27年度以降に完了したA業務、B業務の業務実績を次の①～③の順で評価する。なお、次に該当しない場合は選定しない。記載する業務は4件までとする。（下請、出向又は派遣による業務実績を含む。）</p> <p>① A業務の業務実績が1件以上かつB業務の業務実績が1件以上あり、当該業務の中で、当該技術者による従業員1,000人以上の民間企業経営者等へのヒアリング実績がある</p> <p>② A業務の業務実績が1件以上ある</p> <p>③ B業務の業務実績が1件以上ある</p>	<p>① 10 ② 5 ③ 0</p>
術者の経験及び	配置予定管理技術者の経験年数	<p>(様式4)</p> <p>2（6）を満たす者について、平成27年度以降に完了したA業務を担当した経験年数に応じて次の①～②の順で評価する。</p> <p>① A業務の経験を5年以上有する</p> <p>② A業務の経験を5年未満有する</p>	<p>① 3 ② 0</p>
評価点 合計			25

(※1) 女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）をいう。

(※2) 次世代法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

(※3) 若者雇用促進法第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

4 参加表明書の留意事項

(1) 作成方法

配布された様式(様式1～5)を基に作成を行うものとし、文字サイズは11ポイントとする。

なお、項目を削除しない限りにおいて、表の各項目のサイズを変更しても差し支えない。また、欄外の注書は削除しても差し支えない。

(2) 関連資料

以下の資料を参加表明書と併せて提出すること。

- ・実績として記載した業務（様式2及び様式4）に関する契約書及び仕様書等の資料（代表者の記名押印及び実績となる業務内容が確認できる部分に限る。様式2及び様式4共通。）
なお、様式2及び様式4に記載する業務が重複する場合は、写しは1つの様式のみ添付し、その他の様式には「業務の概要」欄の末尾に、どの様式に添付しているか明記すること。
- ・様式3で該当する認定等がある場合は、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）
- ・競争参加資格の確認について（様式5）において、競争参加資格の申請中の場合、申請時の受付印が押された「受理票」の写し

(3) 提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間：令和7年5月13日（火）から令和7年5月26日（月）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

提出場所：〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構 都市再生部 事業企画室事業支援課
電話 045-650-0377 （担当：村山）

提出方法：あらかじめ提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参すること。

(4) 技術提案書提出者の選定・非選定通知

- ① 技術提案書の提出者として、参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから順に原則5者を選定し、参加表明者が5者に満たない場合は表明者数とする。技術提案書の提出者として選定した者については、6月2日（月）までに当機構から書面で通知する。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を当機構から書面により通知する。
- ② 上記①の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日及び日曜日を除く）以内に書面（様式は自由）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）することにより、当機構に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- ③ 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に書面により行う。
- ④ 非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間は以下のとおり。
受付場所：4(3)に同じ
受付日時：説明を求めることができる最終日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）。

5 技術提案書を特定するための基準

技術提案書提出者として選定された者は、1(3)を実施するための技術提案書を下記5(1)

及び6に従い提出すること。なお、提出された技術提案書は、下記5（2）の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトにより評価する。

（1）技術提案書に求める内容

1を踏まえた上で、下記記載の全ての内容について記載すること。

- ① 業務の目的、重要性、内容の理解度、配慮事項等、業務の的確な履行に関わる理解
- ② 都市再生部門における新たなビジネスモデル検討業務を的確に遂行するために必要となる実施体制及び実施スケジュール
- ③ 現在の都市再生事業環境や不動産投資動向を踏まえた、今後の事業展開の方向性に係る基本的な考え方及び創意工夫

（2）技術提案書を特定するための基準

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
業務実施方針	業務理解度	(様式任意 A4判サイズ1～2枚) 業務の目的、背景、内容等に関する理解度が高く、業務実施上の配慮事項等が的確に反映されている場合に優位に評価する。	0～10
	実施体制・実施スケジュール	(様式任意 A4判サイズ1～2枚) 新たなビジネスモデルの検討を的確に遂行するために必要となる実施体制及び実施スケジュールとなっている場合に優位に評価する。	0～10
具体的な取り組み方法	現在の都市再生事業環境や不動産投資動向を踏まえた、今後の事業展開の方向性に係る基本的な考え方及び創意工夫	(様式任意 A4判サイズ1～2枚) 次の項目等に留意し、的確性（与条件との整合性がとれているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）のある提案となっている場合に優位に評価する。 ・不動産業界の各プレイヤーの取組の全体像把握に必要な対象の設定 ・業界全体の動向等の整理及び分析方法に必要な指標や評価軸設定の考え方 ・事業領域の抽出に有用な整理の方法及び考え方 ・機構の特徴、現状、課題等	0～40
参考見積	業務コストの妥当性	(様式任意 A4判サイズ) ・提示した業務規模と見積価格の整合性が高く妥当性があるか。 ・なお、提示概算額を超過、又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には、特定しない。	数値化しない
		評価点 合計	60

6 技術提案書の留意事項

(1) 基本事項

① 技術提案書の無効

本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又は本説明書及び別添の様式に示された条件に適合しない技術提案書については、無効とする場合がありますので注意すること。なお、技術提案は本業務の具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

② 業務量の目安

本業務に係る概算費用は 23,000 千円（税込）を想定している。

ただし、上記金額は、技術提案の目安となる概算費用であり、技術提案特定者に対し、上記概算費用での契約を約束するものではない。

(2) 作成方法

配布された様式（様式 6）に技術提案書（様式任意）を添付し提出すること。併せて参考見積（様式任意、A4判サイズとする）を業務内容の項目ごとに金額を明記し、提出すること。

(3) 提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間：令和 7 年 6 月 3 日（火）から令和 7 年 6 月 11 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）。

提出場所：4（3）に同じ

提出方法：4（3）に同じ

(4) 特定・非特定通知

① 技術提案書を提出した者の中から、技術提案書の提出者を選定するための基準及び技術提案書を特定するための基準に基づき、各評価の合計点が最上位である者を 1 者特定する。技術提案書を特定した者には、6 月 20 日（金）までに当機構から書面により通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を当機構から書面により通知する。

② 上記①の非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、当機構に対して非特定理由について説明を求めることができる。

受付場所：4（3）に同じ

受付日時：説明を求めることができる最終日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）。

提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出するものとする（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

③ 当機構は、説明を求められたときは、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算し 10 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に説明を求めたものに対し書面により行う。

7 業務説明書に対する質問

(1) 本業務説明書の内容について質問がある場合は、次に従い、書面（様式 7）により提出することができる。なお、当該質問に係る本業務説明書の当該箇所を明記すること。

受付期間：令和 7 年 5 月 13 日（火）から令和 7 年 6 月 4 日（水）までの土曜日、日曜日及

び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）。

提出場所：4（3）に同じ

提出方法：4（3）に同じ

(2) 7（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

閲覧期間：令和 7 年 6 月 9 日（月）から令和 7 年 6 月 11 日（水）までの毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）。

閲覧場所：4（3）に同じ

8 契約締結日時

(1) 日時：令和 7 年 6 月下旬（予定）

(2) 場所：独立行政法人都市再生機構本社 入札室

9 その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 不要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 1（5）②に同じ。

(4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。

(5) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(6) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(7) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書を特定するため以外に提出者に無断で使用しない。

(8) 特定されなかった場合にも技術提案書を返却しない。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(9) 特定通知を受けた者が参加辞退する場合は、不誠実な行為とみなすことができる。

(10) 予定管理技術者は責任者を兼任することができないものとする。

(11) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。ただし、提案内容に関して当機構に不利益が生じると懸念される場合は、協議のうえ、その提案の一部の変更を求めることがある。また、参加表明書及び技術提案書の記載した総括責任者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由及び家族の看病等道義的な理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(12) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

(13) 令和 7・8 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区における令和 7・8 年度測量、土質調査、建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格かつ業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書の提出時において、

当該資格の認定を受けていなければならない。

(14) 以下の条件のいずれかに該当するものは失格とする。

- 1) 提案書の提出者に要求される資格要件を満たさないもの。
- 2) 提出期間、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- 3) 作成方法に指定する様式又は記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- 4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- 5) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- 6) 虚偽の内容が記載されているもの。

(15) 契約書作成の要否 要

業務請負契約書案により、契約書を作成するものとする。

「都市機構ホームページ『入札・契約情報』掲載の様式等を参照

(<https://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html>)

技術提案書の提出者は、個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法に基づく、適切な管理能力を有していること。また、請負契約書と併せて、別添2の「個人情報等保護に関する特約条項」及び別添3の「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を同日付で締結するものとする。

(16) 契約締結後、業務を進めるに当たっては、当機構担当者と十分な打合せを行うこと。

(17) 支払条件

前金払 30%以内及び完了払いとする。

(18) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

また、応札もしくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了解願います。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数

量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- 3) 当方に提供していただく情報
- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- 4) 公表日
- 契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した都市再生部門における新たなビジネスモデル検討業務（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）
- 二 本契約に基づく業務により知り得た個人情報
- 三 その他、通常公表されていない情報

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記

録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

※ 請け負わせる場合又は下請けさせる場合は、「委託し（する）」を「請負わせ（わせる）」又は「下請けさせ（させる）」に、「委託を受ける（受けた）者」を「請負わせる（させた）者」又は「下請けさせる（させた）者」とする。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地 1
氏名 独立行政法人都市再生機構本社
総務部長 丹 圭一 印

受注者 住所
氏名 印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

・送信先への事前連絡

・複数人で宛先番号の確認

・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要とな

り次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11 特記事項

※必要に応じ記載

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署	氏 名	取扱う範囲等
	役 職		
取扱責任者	〇〇部△△課		
	課長		
取 扱 者	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	係長		
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	主任		
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 　：

連絡先（電話番号）2 　：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

〇〇本部 〇〇部長 〇〇 〇〇 殿

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 〇〇 〇〇
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付で提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全管理措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		
④ FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。 ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		

確認内容	確認結果	備考
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等		
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している。		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去して		

確認内容	確認結果	備考
いる。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
(任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。)		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した都市再生部門における新たなビジネスモデル検討業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反しているとき、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
氏名 独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 印

受注者 住所
氏名
印

(別添)

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
 - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
 - ・外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - ・郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採用するとともに、親展で送付する。
 - ・携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
 - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

参加表明書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

(提出者) 住 所
商号又は名称
代表者氏名

(作成者) 担当部署
氏 名
電話番号
FAX

令和7年5月 12 日付けで手続開始の掲示がありました「都市再生部門における新たなビジネスモデル検討業務」に係る技術提案への参加に関心がありますので、参加表明書を提出します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(担当者) 部署
担当者名
住所
電話番号
FAX 番号
メールアドレス

・「企業」の平成 27 年度以降に完了した【A業務】【B 業務】の実績(最大2件)

	1	2
受注形態		
業務名		
契約金額		
履行期間		
発注者名 所在地 TEL		
業務の概要		

注1) 代表的なものから順に2件まで記載すること。

注2) 受注形態には、単独又はJVの別を記載すること。

注3) 実績として記載した業務に係る契約書及び仕様書等の写しを提出すること。 契約書等の写しについては、本様式の内容が確認できる部分のみを添付すること。なお、秘密保持契約締結等により情報の開示が困難な場合は、本様式の記載内容が事実と相違ないことを誓約する書面(任意様式)を提出すること。

注4) 実績の内容確認のため、ご担当者にお問い合わせすることがある。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別紙2-2の様式を使用すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。
【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況
〔「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合〕

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している状態に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。
【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん認定」に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】

・「配置予定管理技術者」の平成27年度以降に完了した業務実績等

フリガナ 氏名：	所属・役職：	業務年数： 年
		(うちA業務： 年)
業務の実績等 (最大4件まで)		
	①業務名称と対象業務ABの区分	
	②発注社名	③完了年月
	④従事した業務内容	
i	①	
	②	③
	④	
ii	①	
	②	③
	④	
ii	①	
	②	③
	④	
iv	①	
	②	③
	④	

注1) 配置予定管理技術者とは、本業務が円滑に履行されるよう指揮監督を行う者をいう。

注2) 業務年数には、揭示文兼業務説明書2(5)に係る実務経験年数を記載すること。

注3) 揭示文兼業務説明書2(5)記載の業務を最大4件まで記載すること。

注4) 配置予定管理技術者が参加表明書の提出者以外の団体に所属していたときの実績を記載するときは、②発注者名の後ろに「(受注者：○○○)」の形で当該契約の受注者名を記載すること。この場合においても契約書等の写しの添付は原則として必要とするが、秘密保持契約締結等により情報の開示が困難な場合は、本様式の記載内容が事実と相違ないことを誓約する書面(任意様式)を提出すること。

注5) 実績として記載した業務に係る添付書類として契約書等の写しを添付すること。契約書等の写しについては、本様式の内容が確認できる部分のみを添付すること。ただし、

様式2において添付したものと同一場合は不要とし、その旨を④の末尾に記載すること。なお、秘密保持契約締結等により情報の開示が困難な場合は、本様式の記載内容が事実と相違ないことを誓約する書面（任意様式）を提出すること。

注6) 表の枠の大きさは、項目を削除しない限りにおいて変更することも差し支えない。また本様式が複数枚となる場合は、様式の下余白中央にページ番号を付番すること。

注7) 記載不備や必要書類の脱漏があった場合、本様式に係る評価は原則として最低点とする。

注8) 実績の内容確認のため、配置予定管理技術者に問い合わせることがある。

令和 年 月 日

会社名 _____

競争参加資格の確認について

令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区測量、土質調査、建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格を有すると認定された者であることを

() 認定済の登録番号 ※1

() 申請中に基づき、申請時の受付印が押された「受理票」の写し ※2

※いずれかに○

のとおり証明いたします。

記

認定済の登録番号

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

以上

※1 以下より、登録番号を確認のうえ、ご記入ください。

当機構ホームページ> 入札・契約情報> 入札等に参加される皆さまへ

<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

※2 申請中かつ技術提案書提出時までに認定を受ける際は、本様式に「別紙のとおり」と記載のうえ、

申請時の受付印が押された「受理票」の写しを、本様式と合わせてご提出ください。

(参考) 認定通知書の送付取りやめに関する周知

当機構ホームページ> 入札・契約情報> 競争参加資格（申請・変更）

<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

技術提案書

業務名称 都市再生部門における新たなビジネスモデル検討業務

標記業務について、技術提案書を提出します。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

提出者) 住所
商号又は名称
代表者氏名

登録番号	
------	--

提案内容に関する連絡先) 部署
担当者名
電話番号
FAX
メールアドレス

注) 技術提案書提出時点において令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区測量、土質調査、建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格を有すると認定を受けた者は、その登録番号を記載すること。

質 問 書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

(提出者) 住所
商号又は名称
代表者氏名
(担当者) 部署
氏名
電話番号
FAX 番号
メールアドレス

業務名称「都市再生部門における新たなビジネスモデル検討業務」の掲示文兼業務説明書について、次のとおり質問します。

質 問 事 項

※質問がない場合は、提出不要。